

薬生食輸発0708第1号  
令和元年7月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産生鮮トマトの検査命令免除業者の追加)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年7月1日付け薬生食輸発0701第1号)により通知したところである。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮トマトについて、残留農薬に係る管理が適切になされているとして、下記の輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表17を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

KANGWON TRADING CO., LTD.